

建設工事制限付き一般競争入札に係る資格審査時の提出書類の変更（追加）について

本市で執行する建設工事制限付き一般競争入札の入札公告において、開札後、入札資格確認書類を提出することとしていますが、提出する書類について下記のとおり変更（追加）します。

記

1 変更項目 入札公告「7 資格審査時の提出書類」

2 変更点

| 現 行 | 変更後 |
|--|---|
| (1) 配置技術者届出書 (2) 配置技術者の資格者証の写し (3) 配置技術者との雇用関係が確認できる書類 (4) その他入札執行者が入札資格確認のため必要と認めた書類 | (1) 配置技術者届出書 (2) 配置技術者の資格者証の写し (3) 配置技術者との雇用関係が確認できる書類 (4) 建設業許可申請書「様式1別紙4（専任技術者一覧表）写し」 (5) その他入札執行者が入札資格確認のため必要と認めた書類 |

3 変更理由

配置が予定される技術者が「営業所における専任の技術者」か否かを確認するため提出を求めるものです。

建設業法第26条、監理技術者制度運用マニュアル2-2(5)において「営業所における専任の技術者は、営業所に常勤しなければならない。」とされていることから、営業所の専任技術者は現場への配置はできません。

ただし、下記の条件をすべて満たす場合は、営業所の専任技術者が現場配置技術者となる場合があります。

- ① 当該営業所で契約した建設工事
- ② 工事現場と営業所が近接し、営業所と常時連絡が取れること
- ③ 建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること
- ④ 現場配置技術者の専任が求められない工事であること

4 適用時期

令和2年10月22日以降に開札する案件から適用

※指名競争入札における建設工事の主任技術者届についても、建設業許可申請書「様式1別紙4（専任技術者一覧表）写し」を工事担当課へ提出することとなります。

専任技術者一覧表

令和 年 月 日

| 営業所の名称 | ア ジ ガ ナ 専任の技術者の氏名 | 建設工事の種類 | 有資格区分 |
|--------|-------------------------------|---------|-------|
| | | | |